

⑤ 学びがいのある魅力的な教育環境づくりを進めます

(24) 教員の養成・採用・研修の改善

- 学校における教育活動の充実のためには、教職に対する強い情熱を持ち、指導力に優れ、人間性の豊かな教員の確保とともに、教員のさらなる資質・能力の向上が必要です。
- 昭和 50 年代に数多く採用された教員が退職期を迎える中、校内研修におけるベテラン教員の実践の継承による若手教員の指導力の向上に取り組むとともに、優秀な教員を確保するための新たな方策を打ち出すことが必要です。さらに、授業におけるアクティブ・ラーニング¹やユニバーサルデザイン²の取組の推進、英語教育・道徳教育・ICT³教育の充実など、学校を取り巻く多種多様な課題に対応していくための研修を充実していくことが必要です。
- 教員の採用においては、幅広い視野を持ち個性豊かでたくましい人材を教員として確保することとあわせて、一層多様化している子どもたちの興味・関心に対応するため、教科や指導法について、より高い専門性を持った人材を確保することも重要です。
- また、変化の激しい社会を生き抜いていける力を子どもたちに育成していくためには、教員自身が常に学び続ける意識を持ち、時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質・能力を、生涯にわたって高めていくことが必要です。
- 平成 27 年 12 月には、中央教育審議会により、「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～(答申)」が取りまとめられ、教員研修の機会の確保や研修制度、研修体制等を見直す必要性が示されました。
- 教員が教職生活の全体を通じて資質・能力を向上させていくためには、養成・採用・研修の各段階において、大学と教育委員会が連携しつつ、教員のキャリアステージに応じた学びや成長を支えていくことが求められます。

施策体系

①大学との連携による人材の養成

学校インターンシップの導入、「教員育成協議会」(仮称)⁴の創設

②優秀な教員の確保に向けた多様な選考の推進

特別選考の充実、PR活動の強化

③「わかる授業」の実現や多種多様な課題への対応に向けた研修の拡充

校内研修の充実に向けた教員の育成、アクティブ・ラーニングやユニバーサルデザインの授業などの研修の充実、学校を取り巻く多種多様な課題への対応に向けた研修の充実

④教員の資質・能力の向上を支援する組織体制の強化

愛知県総合教育センターの機能強化に向けた検討、教育委員会事務局体制の強化

1 アクティブ・ラーニング：P.6に掲載

2 ユニバーサルデザイン：P.32に掲載

3 ICT：P.11に掲載

施策の展開

①大学との連携による人材の養成

- 国の検討状況を踏まえ、大学との連携による学校インターンシップの導入に向けた検討を進めるなど、教職課程の学生に対する学校現場の体験機会等の充実を図ります。
- 国の検討状況を踏まえ、大学と教育委員会を主たる構成員とする「教員育成協議会」（仮称）の創設を検討します。
 - ・教員に求められる能力を明確化する「教員育成指標」⁵を策定します。
 - ・「教員育成指標」を踏まえた体系的な教員研修計画を策定します。

②優秀な教員の確保に向けた多様な選考の推進

- 教員としての適格性を有する多様な人材の確保に向けて、特別選考の充実を図ります。
- 教員採用試験の受験者数の増加に向けたPR活動を強化します。

③「わかる授業」の実現や多種多様な課題への対応に向けた研修の拡充

- 学校内のミドルリーダーとなる人材を育成することにより、校内研修の充実を図ります。
- アクティブ・ラーニングやユニバーサルデザインの授業などの研修を充実します。【再掲】
- 「英語教育推進リーダー」を養成し、英語指導に当たる教員の資質向上のための研修を計画的に進めます。【再掲】
- 高等学校における理科教員の指導力向上を目的とした理科教員地区別研修を実施します。【再掲】
- ICTの活用方法や指導方法等について教員研修を行い、指導能力の向上に努めます。【再掲】
- 特別支援教育コーディネーターを対象とした研修を充実します。【再掲】
- 日本語教育適応学級担当教員を対象とした研修を充実します。【再掲】
- メンタルヘルスやワーク・ライフ・バランスの視点を取り入れた研修を充実します。
- 実務経験や専門的知識を有する社会人を積極的に活用している私立高等学校を支援します。【再掲】

④教員の資質・能力の向上を支援する組織体制の強化

- 研修の中核的な役割を担う愛知県総合教育センターの機能強化に向けた検討を行います。
- 体系的な教員研修計画の推進に向け、教育委員会事務局体制の強化を図ります。

4 教員育成協議会（仮称）：教育委員会と大学等が相互に議論し、養成や研修の内容を調整するための制度として創設される協議会。平成27年12月21日付け中央教育審議会「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）」においては、「教員育成指標及び教員研修計画同様、各都道府県において必ず取り組まれることが必要」であり、「おおむね都道府県、政令指定都市の教育委員会単位で組織するもの」とされている。

5 教員育成指標：高度専門職業人として教職キャリア全体を俯瞰（ふかん）しつつ、教員がキャリアステージに応じて身に付けるべき資質や能力の明確化のため、各都道府県等が整備する指標。上記答申において、教員育成協議会（仮称）で、「教育委員会と大学その他の関係者が教員の育成ビジョンを共有するため教員育成指標を協議し共有する」とされている。

- 社会の在り方が大きく変化する中で、日々、複雑化・多様化する教育課題に対応していくためには、学校、家庭、地域が責任を分かち合い、連携協力しながら、社会総がかりで地域の子どもの教育に取り組んでいくことが重要になっており、学校には、新たに地域づくりの中核としての役割を果たしていくことが期待されています。地域の様々な人々が学校を支援するとともに、学校が地域コミュニティの新たな中心になるという、時代の変化を踏まえた新たな学校の姿を構築していく必要があります。
- 地域による学校支援の仕組みとしては、地域人材と連携し学校の教育活動を支援する学校支援地域本部¹や、保護者・地域住民が参画し学校運営の改善を図るコミュニティ・スクール²などの制度がありますが、導入に当たっては、それぞれの地域の実情に合った方法を選択していくことが大切です。
- 発達段階に応じた子どもの学びをより確かなものにしていくためには、地域の中で、設置者の壁を越えて、異なる学校種間・設置者間の連携を今以上に強めることも必要であり、学校の教職員には、これまで以上に地域や他機関の人たちと協働しながら、子どもたちの教育に取り組んでいくことが求められます。
- しかし、2013年に実施された国際調査³によれば、日本の教員の1週間当たりの勤務時間は53.9時間と、諸外国中、最も長い状況にあり、本県の教職員も、日夜、多忙な状況の中で、教材研究、校務、部活動などの教育活動に従事しています。さらに、平成32年度から本格実施が見込まれる次期学習指導要領の改訂に向け、教職員には、これまで以上に授業づくりを始めとした教育活動の質の向上が求められることとなります。
- 教職員の多忙な状況を改善し、子どもとしっかりと向き合う時間を確保することは、教職員の健康の確保に関わる問題であると同時に、本県の教育水準の維持・向上に関わる重要な課題として捉える必要があります。県と市町村教育委員会が共通の問題認識を持ち、改善に向けた取組を強力に進めていく必要があります。
- これからの時代に求められる学校、家庭、地域の役割とは何かについて、改めて県民とともに考え、認識の共有を図りながら、本県の教育の充実を図っていく必要があります。

施策体系

①地域による学校への支援体制づくりの推進

学校支援地域本部のコーディネーター配置、コミュニティ・スクールの研究・促進

②地域人材の活用

部活動指導員(仮称)⁴の配置に向けた検討、学校支援などに参加する人材の育成、私立高等学校への支援

③学校を核とした地域づくり

地縁的組織やNPOとの連携、学校の特色ある教育活動の情報発信

④異なる学校種間・設置者間の連携

幼児教育と小学校教育との連携の推進、中高一貫教育の推進、教員間交流の推進、私立高等学校における高大連携への支援、公私間連携の推進

⑤へき地教育の振興

小規模校における教員配置の充実、人口減少地域における中高一貫教育の推進、小規模校の教育活動への支援、地元企業への就業促進

⑥教職員の多忙化解消に向けた取組の推進

県と市町村教育委員会による在校時間等の実態把握と情報共有、多忙化解消プラン（仮称）の策定、管理職の組織マネジメント力の向上、専門スタッフの配置等によるチーム学校の実現

⑦教職員のメンタルヘルス対策の推進

ストレスチェックによるセルフケアの促進と職場環境の改善、管理職によるラインケアの推進、専門スタッフ等による支援

施策の展開

①地域による学校への支援体制づくりの推進

- 学校支援地域本部等にコーディネーターを配置します。
- 学校を支援する仕組みとしてのコミュニティ・スクールの設置に向けた研究を進めるとともに設置の促進を図ります。

②地域人材の活用

- 国の検討状況を踏まえながら「部活動指導員（仮称）」の配置の検討も含め、部活動専門指導員の配置の拡充を検討します。
- 学校支援などの地域活動に参加する人材の育成を図ります。
- 地域未来塾⁵による学習支援を推進します。【再掲】
- 語学相談員・外国人生徒教育支援員を配置し、外国人児童生徒を支援します。【再掲】
- 特別支援教育支援員を配置し、特別な支援を要する児童生徒を支援します。【再掲】
- 実務経験や専門的知識を有する社会人を積極的に活用している私立高等学校を支援します。【再掲】

1 学校支援地域本部：学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることを目的に学校を支援するため、学校が必要とする活動について地域の方々をボランティアとして派遣する組織。国は、平成28年度から「地域学校協働本部（仮称）」に改組することを予定している。

2 コミュニティ・スクール：地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、当該学校の所在する地域の住民や保護者等で構成される委員が学校の運営に関して協議する機関を置く学校

3 国際調査：OECD国際教員指導環境調査（TALIS）。学校の学習環境と教員の勤務環境に焦点を当てた国際調査で、2013年に実施された第2回調査では、日本を含む34か国・地域が参加

③学校を核とした地域づくり

- 地縁的組織との協力関係の構築を図ります。
- NPOと連携した地域課題解決型アクティブ・ラーニング等の取組を推進します。
- 学校の特色ある教育活動等の情報発信を推進します。

④異なる学校種間・設置者間の連携

- 幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園⁶と小学校との交流活動・合同研修の実施や、幼児期と児童期のつながりを意識した教育活動の在り方について普及・啓発するなど、幼児教育と小学校教育の円滑な連携を図ります。【再掲】
- 生徒の個性や創造性を伸ばす中等教育学校や併設型中高一貫教育校についての研究を進めます。【再掲】
- 中学校から高等学校への接続を円滑に行うため、教員間の交流を推進するとともに、高等学校の魅力の中学生や中学校の教員に伝える機会を積極的に設けます。
- 高大連携の取組を実施している私立高等学校を支援します。
- 公私双方の教員が合同で参加できる教員研修の実施の検討や、公私間協議により、高等学校の募集定員における欠員について具体的な改善策の検討を行います。

⑤へき地教育の振興

- 児童生徒が減少する地域の小規模校において、国の「小学校複式学級編制基準」を上回る教員の配置を継続するとともに、連携型の中高一貫教育を行う中学校において、連携教育の推進に必要な教員の配置を継続するなど、人口減少地域における教育の充実を図ります。【再掲】
- 人口減少地域における連携型中高一貫教育の新たな実施について検討します。
- へき地教育の振興を図るため、小規模校の児童生徒が地域の枠を越えて行う集合学習や、地域と都市の学校との交流活動、スクールバス運営への支援を行います。
- 山間地域の若者の地元企業への就職を促進するため、商工会や市町村と連携しながら、地元企業における中学生や高校生の職場体験の受入れを促進していきます。

4 部活動指導員（仮称）：平成27年12月中央教育審議会「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」（答申）の中で「国は、（略）教員に加え、部活動の指導・助言や各部活動の指導、顧問、単独での引率等を行うことを職務とする職員を部活動指導員（仮称）として、法令上に位置づけることを検討する。」としている。

5 地域未来塾：P.45に掲載

6 幼保連携型認定こども園：P.17に掲載

⑥教職員の多忙化解消に向けた取組の推進

- 県と市町村教育委員会が連携し、小・中・県立学校教員の在校時間等の実態把握に努め、情報を共有する仕組みを設けます。
- 有識者、県、市町村教育委員会関係者等による「教員の多忙化解消プロジェクトチーム（仮称）」（PT）を設置し、多忙化の主な要因となっている部活動を始めとする業務の在り方、多忙化解消に向けた取組内容、厚生労働省の基準⁷等を踏まえた取組目標の設定について検討を行い、「教員の多忙化解消プラン（仮称）」を早期に策定します。PTでは、学校ごとの姿勢を明らかにする取組（多忙化解消に向けた取組を学校経営案に位置付ける等）や、取組実践検証校により取組の効果を検証するなど、プランの実効性を担保する方法についても検討します。
- 校長等管理職を対象に、労働関係法令等を踏まえた適切な労働時間管理に関する研修を行うなど、管理職の組織マネジメント力の向上を図ります。
- 県・市町村教育委員会による会議、調査・報告、研修、研究指定校の不断の見直しを図ります。
- 教員以外の専門スタッフの配置や、学校事務職員の業務の標準化、学校事務の共同実施⁸の一層の推進を図るなど、教員が抱える業務の分散化を図りつつ、チーム学校の実現を目指します。
- 国の教育改革や、教育諸施策の推進に当たっては、学校の実情に配慮した人的、経費的措置を行うよう、全国都道府県教育長協議会等を通じて国に働きかけていきます。

⑦教職員のメンタルヘルス対策の推進

- ストレスチェックにより教職員のセルフケアを促進し、必要に応じて医師の面接指導や職場環境の改善を行うなど、メンタルヘルス不調の予防、早期発見・早期対応に努めます。
- 校長等管理職を対象に、教職員のメンタルヘルス対策に関する研修を行うなど、学校におけるラインケアの推進を図ります。
- 保健師や臨床心理士など専門スタッフや専門機関による相談体制の充実を図ります。

7 厚生労働省「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準」：発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できること

8 学校事務の共同実施：学校における業務改善を進めるため、拠点校に各学校の事務職員が定期的集まって共同で事務処理や学校運営の支援を行うもの

(26) 学校施設・設備の充実

- 学校施設は、児童生徒の安全確保を図るため、また、災害時には応急避難場所としての役割を果たすため、東日本大震災等の際に多くの学校で被害のあった天井材、内・外装材、照明器具などのいわゆる非構造部材も含め、早期の耐震化の完了や防災機能の強化が求められています。
- また、公立学校の施設の老朽化が深刻になっており、安心して豊かな教育環境を整備するための老朽化対策を推進していくことが必要です。
- 一方で、「ものづくり愛知」を支える科学技術教育の一層の充実を図るため、観察・実験などを通して実物に触れて探究的な学習を進めていくことができる理科教育環境や、高等学校職業学科における産業教育施設・設備の充実が求められています。
- あわせて、情報化が急速に進む中で、情報及び情報手段を主体的に選択して活用する能力を育成するために、時代に対応したICT¹環境の整備を図っていくことや、インクルーシブ教育システム²を構築していくために、特別な支援を要する子どものための環境整備の充実を図っていくことが重要です。
- また、児童生徒の減少が見込まれる地域においても、学校が地域コミュニティの核としての性格を有することも踏まえ、学校の規模や通学距離、通学時間などにも考慮しつつ、地域の実情に応じて、必要な施設・設備の充実を図る必要があります。

施策体系

①学校施設の耐震化や防災機能の強化

非構造部材の耐震化の推進、緊急地震速報受信システムなどの整備の推進

②老朽化対策を軸とした施設整備の推進

「県立学校施設の長寿命化計画」の策定、市町村立学校の改修事業への支援、私立学校における改築への支援

③「ものづくり愛知」を支える理科教育・産業教育環境の充実

理科教育設備や実習用設備の計画的な整備の推進

④ICT機器などの教育環境の整備の推進

無線LANやタブレット端末等の整備の推進、県立高等学校へのプレゼンテーションルームの整備の推進

⑤特別な支援を要する子どものための教育環境の充実

新たな知的障害特別支援学校の設置の推進、スクールバスの整備の推進、インクルーシブ教育システムの構築に向けた環境整備の充実に関する検討

⑥生徒のニーズや人口減少地域に配慮した県立高等学校の配置

様々なタイプの高等学校の配置、地域の実情を踏まえた学校配置の検討

施策の展開

①学校施設の耐震化や防災機能の強化

- 公立学校施設における天井材など非構造部材の耐震化を進めるとともに、災害発生時の応急避難場所としての役割を果たすための防災機能の強化を図ります。
- 県立高等学校への緊急地震速報受信システムの設置を検討するとともに、聾学校における緊急放送の視覚伝達装置の整備を図ります。
- 私立幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校における非構造部材の耐震化とともに、耐震に伴う改築や危険建物の改築を支援します。

②老朽化対策を軸とした施設整備の推進

- 県立学校の老朽化対策を軸とする「県立学校施設の長寿命化計画」を策定し、改修や改築に取り組むとともに、市町村による市町村立学校の改修事業を支援します。
- 私立幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校における老朽化に伴う改築を支援します。

③「ものづくり愛知」を支える理科教育・産業教育環境の充実

- 実物に触れて探究的な学習を実施することができる理科教育設備の充実や、県立高等学校の職業学科における実習用設備の計画的な整備を図ります。【再掲】

④ICT機器などの教育環境の整備の推進

- ICTを活用した授業の推進に向けて、国の動向も踏まえながら、無線LANやタブレット端末等の整備を進めるとともに、情報セキュリティの確保や情報化担当教員の負担軽減を図るためのクラウド化に向けた検討を進めます。【再掲】
- 施設の改修等に併せて、県立高等学校へプレゼンテーションルームを整備するなど、教育環境の充実を図ります。【再掲】
- 教育用コンピュータを整備している私立中学校、高等学校を支援します。【再掲】

⑤特別な支援を要する子どものための教育環境の充実

- 新たな知的障害特別支援学校の設置を推進します。【再掲】
- 小・中学校や高等学校の余裕教室などを活用した分校、分教室の設置を検討します。【再掲】
- スクールバスの整備を推進します。【再掲】
- インクルーシブ教育システムの構築に向けた環境整備の充実に関する検討を行います。【再掲】

⑥生徒のニーズや人口減少地域に配慮した県立高等学校の配置

- 生徒のニーズを踏まえた様々なタイプの高等学校の配置を進めます。【再掲】
- 生徒が減少する地域の実情を踏まえた将来的な学校配置の検討を行います。【再掲】

1 ICT：P.11に掲載

2 インクルーシブ教育システム：P.30に掲載

(27) 大学等高等教育の振興

- 近年、国公立全ての大学は、地域貢献や人材育成の役割を強く求められていることから、地域の大学が連携した取組を推進することにより、教育に関わる多様な課題に対応していくことが重要です。
- 例えば、グローバル社会で求められる論理的な思考力・判断力・表現力を育成していくためには、大学が高等学校と連携し、高校生が大学の先進的な教育を受けることができる機会を積極的に提供していくことが求められています。
- また、大学による地域貢献活動が展開される中、小・中学校における放課後の学習活動や、中学校や高等学校の部活動などに対する大学生の支援が必要とされており、地域の大学との連携を強化し、教育活動の充実を図っていく必要があります。
- さらには、教員の資質・能力の向上のためには、教員養成学部を有する大学の役割が非常に大きいため、教職に関する実践力の基礎や新たな教育課題に対応できる力を持った教員の養成や、現職教員の教師力の向上への支援を呼びかけていく必要があります。
- 県立の大学においては、地域・世界に貢献できる人材を育成する教育の充実に重点的に取り組むこととし、教育現場との連携を強化して県全体の教育水準の向上に資するとともに、学生だけではなく、県民の学ぶ意欲にも十分に添えていくことが重要です。

施策体系

①大学との連携による教育活動の充実

高校生への先進的な理数教育の機会の提供、地域のスポーツ活動や中学校、高等学校の部活動への支援、県内大学・私立高等学校・県教育委員会の連携による具体的な取組の検討、愛知県総合教育センターと大学との連携による共同研究・教員研修の推進

②県立の大学の充実

愛知県立大学における高大連携の取組の推進、愛知県立大学及び愛知県立芸術大学における地域向け講座の開催

施策の展開

①大学との連携による教育活動の充実

- 大学との連携により、高等学校で学ぶことができない先進的な理数教育を受ける機会を高校生に提供します。【再掲】
- 大学との連携により、地域住民を対象としたスポーツ活動や、中学校や高等学校及び特別支援学校における部活動への支援を充実します。
- Webページ「あいちの学校連携ネット」¹の運用により、大学が行う高校生向けの講座情報や、市町村が募集する小・中学校の学校現場で学習支援を行う学生ボランティア活動の情報を提供します。
- 県内全ての4年制大学や私立高等学校関係者、県教育委員会により構成される会議を開催し、相互の連携による具体的な取組の推進について意見交換を行います。
- 大学と教育委員会を主たる構成員とする「教員育成協議会」(仮称)²を創設し、教員に求められる能力を明確化する「教員育成指標」³を策定します。【再掲】
- 多様な教育課題への対応に向けた共同研究や教員研修などについて、愛知県総合教育センターと大学との連携を推進します。
- 大学教授を講師とした講義や研究協議を設け、外国人児童生徒の教育に関する専門的な知識を身に付ける機会を提供します。

②県立の大学の充実

- 愛知県立大学における高校生対象講座や、高等学校への出張講義などの高大連携の取組の推進を図るとともに、県教育委員会との連携により、教育現場の今日的課題の解決や、教科指導力の強化など、教員養成と教員研修の両方に資する研修の充実を図ります。あわせて、高等学校と大学が協同して作り上げる新たな取組についての検討を進めます。
- 愛知県立大学において、最先端の学術研究を反映した専門性の高い講演会や講座を地域の方向けに実施します。
- 愛知県立芸術大学において、芸術講座の開催などを通じて、地域の芸術文化の発展に貢献します。

1 あいちの学校連携ネット：県内の各大学が行う高校生向け講座や教員免許更新講習・教員向けの公開講座などの情報を集約し、高校生や教職員が検索できるとともに、小・中学校の学校現場で学習支援を行う大学生や教員研修・共同研究に協力できる大学教員の募集案内などの情報を掲載するWebページ

2 教員育成協議会（仮称）：P.83に掲載

3 教員育成指標：P.83に掲載

(28) 私立学校の振興

- 本県の私立学校は、幼稚園では89%、高等学校では32%、専修学校では94%の園児生徒が在籍するなど、公立学校とともに公教育において重要な役割を果たしています。
- そこで、教育条件の維持向上及び私学経営の健全化を図ることを目的として、私立学校に対して学校教育に必要な経費の一部を助成するとともに、保護者の学費負担の軽減を図ります。
- 県全体で取り組むべき教育課題の解決に向けて、公立学校と私立学校が連携・協力を図っていきます。
- 私立学校では建学の精神に基づいた特色ある教育を展開しており、質の高い幼児教育を行う幼稚園、産業人材を育成する専修学校専門課程、外国人児童生徒の学びの場となる外国人学校を含む各種学校など、県民が多様な教育を受ける機会を確保し、個々の幼児児童生徒がそれぞれの能力・適性にふさわしい教育を受けることが可能となるよう環境を整えていきます。

施策体系

①私立学校に対する助成

教育条件の維持向上と私学経営の健全化

②私立学校に通う生徒の保護者負担の軽減

授業料等の負担軽減

③公私の連携

公私間の協議の推進、教育委員会が主催する研修等への参加の検討

④多様な教育を受ける機会の確保

幼児教育の充実、専修学校への支援、外国人学校への支援

施策の展開

①私立学校に対する助成

- 保護者負担の軽減、教育条件の維持向上及び私学経営の健全化を図るため、幼稚園、小・中・高等学校、専修・各種学校など学校種別を問わず、学校教育を行うために必要な経費の一部を助成します。
- 各種補助事業の実施状況について検査を実施し、各種補助金の適正かつ効率的運用を期するとともに、私立学校における経営の健全化及び経理の適正化を図っていきます。

②私立学校に通う生徒の保護者負担の軽減

- 私立学校に通う生徒の保護者の授業料等の負担軽減を図り、修学を一層容易にします。

③公私の連携

- 愛知県公立高等学校設置者会議を始めとした様々な機会を通して、公私間の協議や情報交換を行っていきます。
- 幼児教育や特別支援教育など、公立学校と私立学校に共通する教育課題について、公私が共に協議を行う体制づくりについて検討していきます。
- 公私双方の教員が合同で参加できる教員研修の実施について検討していきます。【再掲】

④多様な教育を受ける機会の確保

- 地域において私立幼稚園が実施する幼児教育に関する各種講座、保護者に対する教育相談などの活動を支援し、幼児教育の充実に努めます。
- 実践的な職業教育及び専門的な技術教育を行う専修学校における幅広い分野でのスペシャリスト育成や成長分野での中核的な人材育成に対する支援を行います。
- 私立専修学校の専門課程修了者に対する専門士の称号付与や、職業実践専門課程の認定についての周知を図ります。
- 外国人の子どもの教育機会を確保し、教育環境の充実に努めるため、外国人学校の支援を行います。



▲「あいちさんフェスタ」で活動する高校生▼



▲科学で競う中学生
～「あいち科学の甲子園ジュニア 2015」～

第3章

計画の推進

①計画の推進に当たって

②指標の設定

○参考資料

- 1 策定の経緯
- 2 県政世論調査(概要)
- 3 教育基本法

① 計画の推進に当たって

本計画の推進に当たっては、P.17・18「第1章 4 基本的な取組を推進するに当たっての四つの視点」の(2)・(3)に記したとおり、各市町村等多様な主体を尊重しつつ連携を強化していきます。

施策・事業の企画・実施・評価・改善というPDCAサイクルを確立し、取組を真に実効性のあるものにしていくために、教育に関して学識経験を有する方々の知見の活用を図りながら、毎年度、その進捗状況について点検・評価を行います。その上で、必要に応じて施策・事業の見直しを行うなど、計画のさらなる充実に取り組んでいきます。

② 指標の設定

指 標		現 況		目 標	
		年度	数 値	年度	数 値
1. 個に応じたきめ細かな教育を充実させ、一人一人の個性や可能性を伸ばします					
(1)	学力・学習状況充実プランの改善の指針を踏まえて、学力向上に向けた教育活動を進めている小・中学校の割合	27	—	32	100%
授業改善に関する指標					
(2)	ア 「授業のはじめに目標（めあて・ねらい）が示されていたと思いますか」の問いに対して肯定的に回答する児童生徒の割合	27	小：83.6% 中：74.4%	毎年度	前回調査 上回る
	イ 「学級の友達との間で話し合う活動をよく行っていたと思いますか」の問いに対して肯定的に回答する児童生徒の割合	27	小：82.9% 中：75.5%		
	ウ 「授業の最後に学習内容を振り返る活動をよく行っていたと思いますか」の問いに対して肯定的に回答する児童生徒の割合	27	小：68.7% 中：52.3%		
(3)	進学や就職等進路が決まらないまま卒業する中学生の人数・割合	26	767人 1.04%	毎年度	前年度下回る
(4)	公立中学校から高等学校等への支援情報の引継率	27	60.3%	毎年度	前年度上回る
(5)	肢体不自由特別支援学校におけるスクールバスの乗車時間	27	60分以上の生徒数 161人	30	最大60分 程度
(6)	特別支援学校高等部卒業生の一般就労の就職率	26	36.7%	32	50%
(7)	外国人の子どものプレスクール実施市町村数	26	15市町村	32	増加
(8)	地域未来塾の実施市町村数	27	2市町村	毎年度	増加
2. 人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、道徳性・社会性を育みます					
道徳性・社会性、魅力ある学校に関する指標					
(1)	ア 「学校のきまりを守っていますか」の問いに対して肯定的に回答する児童生徒の割合	27	小：91.9% 中：95.3%	毎年度	前回調査 上回る
	イ 「自分にはよいところがあると思いますか」の問いに対して肯定的に回答する児童生徒の割合	27	小：75.8% 中：68.6%		
	ウ 「学校に行くのは楽しいと思いますか」の問いに対して肯定的に回答する児童生徒の割合	27	小：87.1% 中：81.7%		
(2)	「はじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」の問いに対して肯定的に回答する児童生徒の割合	27	小：95.8% 中：93.0%	毎年度	前回調査 上回る

指 標		現 況		目 標	
		年度	数 値	年度	数 値
(3)	愛知県内の学校（国公立小・中・高・特別支援学校）におけるいじめの解消率	26	82.5%	32	100%
(4)	公立小・中・高等学校におけるスクールソーシャルワーカー（SSW）及びスクールカウンセラー（SC）の配置人数	25	SSW：20人 SC：523人	毎年度	増加
3. 健やかな体と心を育む教育を充実させ、たくましく生きる力を育みます					
(1)	「親の学び」学習プログラム活用講座参加人数	26	2,317	毎年度	2,000人以上
(2)	放課後児童クラブ児童の放課後子ども教室等教育プログラムへの参加が可能な小学校区の割合	26	37.1%	32	100%
(3)	幼稚園等と連携・接続している小学校の割合	26	57%	32	75%
(4)	学校給食における年間に使用した県産食品の種類	26	54種類	32	60種類以上
(5)	薬物乱用教室を実施した公立小・中学校の割合	26	小：65.5% 中：88.4%	毎年度	前年度上回る
(6)	県内小学校における体力向上運動プログラムの活用状況	27	57.6%	32	80%以上
4. 未来への学びを充実させ、あいちを担う人材を育成します					
(1)	県立全日制高等学校におけるインターンシップ等に参加した生徒数	26	11,286人	32	18,000人
(2)	キャリア教育の視点で体験活動を実施している小学校の割合	27	66.6%	32	100%
(3)	「外国語が話せるようになって自分で外国に行ってみたいですか」の問いに対して肯定的に回答する児童生徒の割合	24	小：72.7% 中：59.2% 高：62.4%	毎年度	前回調査 上回る
(4)	高校第3学年において、英検準2級以上を取得している生徒及び英検準2級以上相当の英語力を有すると思われる生徒の割合	27	30.0%	32	50%以上
(5)	生涯学習情報システムアクセス数	26	187,606件	毎年度	前年度上回る
(6)	2020年東京オリンピック競技大会への愛知県ゆかりの選手の輩出数	24	ロンドン大会 20人	32	80人以上
(7)	2020年東京パラリンピック競技大会への愛知県ゆかりの選手の輩出数	24	ロンドン大会 8人	32	15人以上
5. 学びがいのある魅力的な教育環境づくりを進めます					
(1)	授業中にICTを活用して指導できる教員の割合	26	64.9%	32	80%
(2)	愛知県総合教育センターにおける研修・講座等に学生が参観する取組に参加する大学数	27	3校	32	8校
(3)	三河山間地域における中高連携を通じた交流事業数	25	3件	32	6件
(4)	学校支援ボランティアの実施校の割合	25	小：96% 中：76%	32	各100%
(5)	教員の多忙化解消に向けた取組を学校経営案に位置付けている県立学校の割合	—	—	32	100%
(6)	市町村教育委員会において、教員の多忙化解消に向けた方針を策定し、取組を進めている市町村数	—	—	32	全市町村

参考資料

1 策定の経緯

(1) 第三次愛知県教育振興基本計画(仮称)検討会議における審議

有識者 21 名による検討会議を設置し、計画案を検討した。(設置要項、委員名簿は別記)

(2) 策定までの流れ

月 日	会 議	内 容
平成 27 年 4 月 17 日	第 1 回愛知県総合教育会議	・大綱の策定方法を協議
5 月 29 日	第 1 回検討会議	・計画の策定と教育課題について
7 月 7 日	第 1 部会	・「あいちの人間像」について ・学校種間の連携について
7 月 9 日	第 2 部会	・キャリア教育について ・世界にはばたく人材の育成について
7 月 10 日	第 3 部会	・教員への支援について ・多様な児童生徒及び保護者に対する支援について
8 月 24 日	第 2 回愛知県総合教育会議	・大綱の骨子を協議
10 月 1 日	第 2 回検討会議	・骨子案について ・取組の柱と施策の展開について
11 月 18 日	第 3 回検討会議	・中間とりまとめ案について
11 月 26 日	第 3 回愛知県総合教育会議	・大綱の素案を協議
12 月 3 日	パブリックコメント	・提出人数 38 人、提出件数 98 件 (平成 28 年 1 月 4 日まで)
平成 28 年 1 月 20 日	第 4 回検討会議	・最終とりまとめ案について
2 月 8 日	教育委員会会議	・第三次愛知県教育振興基本計画の決定
2 月 9 日	第 4 回愛知県総合教育会議	・大綱案の協議
2 月 9 日		「愛知の教育に関する大綱」の策定 「あいちの教育ビジョン 2020 -第三次愛知県教育振興基本計画-」の策定

【別記】

第三次愛知県教育振興基本計画(仮称)検討会議設置要項

(目的)

第1条 教育基本法第17条第2項に基づく愛知県の教育振興基本計画(以下「基本計画」という。)を検討するため、第三次愛知県教育振興基本計画(仮称)検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

なお、基本計画の中でも根幹となる方針の部分、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づく愛知県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱とすることを念頭において検討するものとする。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

(1)基本計画の検討に関すること。

(2)その他、検討会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 検討会議は、別表に掲げる委員により構成する。

2 検討会議には座長及び副座長を置く。座長、副座長は委員の中から互選する。

3 教育委員会教育長及び県民生活部長は、必要に応じて、専門的な事項について検討するための部会を設置することができる。

(運営)

第4条 検討会議は教育委員会教育長及び県民生活部長が召集するものとする。

2 座長は、会議を総括し、会議の進行に当たる。

3 副座長は、座長を補佐し、座長が不在のとき又は座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号)第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して検討する場合及び会議を公開することにより、会議の運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、検討会議で、一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りではない。

2 会議の傍聴について必要な事項は別途定める。

(設置期間)

第6条 検討会議の設置期間は平成27年5月11日から平成28年3月31日までとする。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、県民生活部学事振興課の協力を得て、教育委員会事務局管理部総務課教育企画室において処理する。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成27年5月11日から施行する。

第三次愛知県教育振興基本計画（仮称）検討会議 委員名簿

氏名	所属	役職	備考
池田 滋幸（第1回） 三浦 那智（第2～4回）	愛知県小中学校PTA連絡協議会	会長	
石田 正城	愛知県私学協会	会長	第2部会
犬塚 尚美	特定非営利活動法人 キャリアデザインフォーラム	代表理事	第2部会
小川 和夫	愛知県公立高等学校長会	会長	第1部会
加藤 千博	愛知県小中学校長会	会長	第1部会
加藤 正俊	愛知県都市教育長協議会	会長	第3部会
國枝 秀世	名古屋大学	理事・副総長	◎座長
齋藤 善郎	愛知県私立幼稚園連盟	副会長	第1部会
柴田 好章	名古屋大学	大学院教育発達科学研究科 教育科学専攻 教授	第3部会長
清水 順三	愛知県経営者協会	会長	第2部会
白井 正康	愛知教育大学	理事 地域連携センター長	第2部会長
杉山 美津夫	名古屋市立白鳥小学校	教諭	
鈴木 眞二	愛知県特別支援学校長会	会長	第3部会
鈴木 紀代子	愛知県立長久手高等学校	教諭	
瀧村 めぐみ（第1回） 高橋 裕次（第2～4回）	愛知県公立高等学校PTA連 合会	会長	
土井 佳彦	特定非営利活動法人 多文化共生リソースセンター 東海	代表理事	第3部会
中島 博明	愛知県町村教育長協議会	会長	
中西 義裕	愛知県専修学校各種学校連合 会	副会長	
中野 靖彦	愛知淑徳大学	文学部教育学科 教授	○副座長 第1部会長
人見 明宏	愛知県立大学	教育支援センター長 外国語学部ヨーロッパ学科 ドイツ語圏専攻 教授	
吉田 とき枝	愛知県国公立幼稚園・こども 園長会	会長	

（敬称略 五十音順 21名）

2 県政世論調査(概要)

- 調査対象 愛知県内に居住する 20 歳以上の男女 3,000 人
- 回答者数 1,443 人(回収率 48.1%)
- 調査期間 平成 26 年 11 月 1 日から 11 月 20 日まで

〈子どもを教育していく中での家庭の役割〉

家庭は、すべての教育の出発点となりますが、近年、家庭の教育力が低下していると言われております。子どもを教育していく中で、家庭の役割としてどのようなことが重要であると思いますか。(回答は2つまで)

- ・親が責任を持ってしつけを行うこと 55.6%
- ・家庭で団らんの時間を作ること 45.9%
- ・子どもに規則的な生活習慣を身に付けさせること 44.8%
- ・手伝いをさせて家庭での子どもの役割を自覚させること 25.2%
- ・家族で一緒に趣味やスポーツをすること 11.0%
- ・その他 4.9% ・わからない 1.5% 無回答 3.8%

〈子どもを教育していく中での地域社会の役割〉

子どもの教育には地域社会の役割が欠かせません。地域ではどのような取組が重要であると思いますか。(回答は2つまで)

- ・地域の住民どうしが、気軽にあいさつや会話をすること 67.3%
- ・大人や子どもが交流できる機会を増やすこと 32.4%
- ・地域の子どもの、地域の大人が働く姿を見せることや、職場の見学や体験ができる機会を与えること 31.6%
- ・地域の住民が、お祭りなど地域の行事に参加すること 23.4%
- ・地域の住民が、地域のボランティア活動に参加すること 10.6%
- ・その他 2.9% ・わからない 3.3% ・無回答 4.0%

〈学校に望むこと〉

これからの学校に特に望むことは何ですか。(回答は2つまで)

- ・いじめや不登校のないこと 55.3%
- ・魅力ある授業や分かりやすい授業を行うこと 53.1%
- ・社会に役立つ人材を育てること 26.3%
- ・国際社会に通用する外国語を身に付ける教育を充実すること 16.8%
- ・家庭や地域の意見が反映されること 8.2%
- ・文化やスポーツなどで特色のあること 7.2%
- ・その他 10.5% ・わからない 2.5% ・無回答 3.7%

〈子どもの将来のため、県が力を入れるべき教育分野〉

子どもの将来のために、愛知県は、どのような教育分野に力を入れていくべきだと思いますか。(回答は2つまで)

- | | | |
|---------------|---------------|----------------|
| ・ 道徳教育 54.5% | ・ 学力の育成 28.1% | ・ キャリア教育 27.4% |
| ・ 国際教育 20.7% | ・ 環境教育 13.0% | ・ 産業教育 12.8% |
| ・ 特別支援教育 8.2% | ・ 文化芸術教育 5.0% | ・ 情報教育 4.7% |
| ・ その他 4.2% | ・ わからない 3.7% | ・ 無回答 3.7% |

〈授業以外で教員が優先すべき業務〉

国際的な調査で、日本の教員は世界で一番多忙であるとの結果が示されるなど、「教員の多忙化」により教員が子どもと向き合う時間を十分に確保できないことが課題となっています。授業以外で教員が行っている次の業務のうち優先すべき業務は何だと思いますか。(回答は3つまで)

- ・ 礼儀やマナー等のしつけに関する指導 40.6%
- ・ 教員自らの資質・能力向上のための研修・研究 33.9%
- ・ 基本的な生活習慣を確立するための指導 33.8%
- ・ 児童生徒の安全確保に関する指導(登下校の指導や学校内での安全) 23.4%
- ・ 休み時間や放課後に子どもと遊んだり、一緒に過ごしたりすること 21.9%
- ・ 進路に応じた課外授業や補習、個別指導など 19.5%
- ・ 部活動やクラブ活動に関する指導 18.6%
- ・ 保護者との連絡や、保護者会、保護者面接、家庭訪問など 17.1%
- ・ 学校行事(運動会、遠足、文化祭など)に関する指導 11.7%
- ・ 地域行事への参加等の地域との連携に関する業務 7.3%
- ・ 児童会・生徒会や、委員会・係等の活動に関する指導 3.7%
- ・ その他 4.7% ・ わからない 4.0% ・ 無回答 3.8%

〈新しい教育委員会制度における「大綱」に望むこと〉

平成27年4月より開始される新しい教育委員会制度では、首長(県知事及び市町村長)が教育に関する「大綱」を策定するとされていますが、首長が策定する「大綱」に位置づけることとして望むことは何ですか。(回答は2つまで)

- ・ 子どもの道徳教育・社会教育の充実 58.7%
- ・ いじめ・不登校等の解消 50.0%
- ・ 子どもの学力の向上 24.4%
- ・ 子どものキャリア教育の充実 12.8%
- ・ 生涯学習の振興 9.4%
- ・ 最新の校舎やICT機器の整備等の教育環境の充実 7.3%
- ・ その他 4.8% ・ わからない 4.7% ・ 無回答 4.4%

3 教育基本法

(平成十八年十二月二十二日法律第二十号)

教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)の全部を改正する。

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く^{ひら}教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

前文

第一章 教育の目的及び理念(第一条—第四条)

第二章 教育の実施に関する基本(第五条—第十五条)

第三章 教育行政(第十六条・第十七条)

第四章 法令の制定(第十八条)

附則

第一章 教育の目的及び理念

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

- 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

- 2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。